

令和4年9月第3回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 令和4年9月13日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 栗 林 澄 恵
- 2番 木 内 文 雄
- 4番 小 川 喜 敬
- 5番 山 田 雅 士
- 6番 小 澤 孝 延
- 7番 角 麻 子
- 8番 小 菅 耕 二
- 9番 木 村 利 晴
- 10番 石 井 孝 昭
- 11番 桜 田 秀 雄
- 12番 林 修 三
- 13番 山 口 孝 弘
- 14番 小 高 良 則
- 15番 加 藤 弘
- 16番 京 増 藤 江
- 17番 丸 山 わき子
- 18番 林 政 男
- 19番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

- 3番 新 見 準

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市	長 大 木 俊 行
総	務	部 長 片 岡 和 久
市	民	部 長 中 込 正 美
健	康	子 ども 部 長 井 口 安 弘
経	済	環 境 部 長 相 川 幸 法
建	設	部 長 市 川 明 男

財政課 財政係長 行方 浩功
・連絡員
秘書 広報課長 田中 和彦
総務課長 湯浅 孝史
市民課長 中澤 ゆかり
子育て支援課長 春日 葉子
クリーン推進課長 川津 和久
道路河川課長 中村 正巳

○教育委員会

・議案説明者
教 育 長 加曾利 佳信
教育総務課長 秋葉 忠久
・連絡員
教育総務課施設係長 安見 泰次郎

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長 梅澤 孝行
副主幹 佐藤 竜一
主査 嘉瀬 順子
主査 安見 里香
主査主事 今関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

令和4年9月13日（火）午前10時開議

- 日程第1 議案第2号から議案第5号、議案第7号から議案第10号
請願第4-1号、陳情第4-8号及び陳情第4-10号
質疑
議案第2号
委員会付託省略、討論、採決
議案第3号から議案第5号、議案第7号から議案第10号
請願第4-1号、陳情第4-8号及び陳情第4-10号
委員会付託
- 日程第2 発議案の上程
発議案第5号

委員会付託省略、質疑、討論、採決
日程第3 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者の追加がありましたので、お手元に配付しておきました。

次に、本日の欠席の届出が、新見準議員よりありました。

次に、土屋教育部長と和田財政課長より、本日の欠席の届出がありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第2号から議案第5号、議案第7号から議案第10号、請願第4-1号、陳情第4-8号及び陳情第4-10号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申合せにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いいたします。

それでは最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、まず議案第3号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いします。

まず、再度の育児休業に係る要件はどう変わるのか、お伺いします。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

現行、育児休業の再度取得には1度目の育児休業の承認の際に再度の請求予定期間を記載した育児休業等計画書を提出することが要件となっておりますが、地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業は原則2回の取得が可能となったことから、改正後は職員がより柔軟に再度の育児休業を取得できるよう、育児休業等計画書を提出する必要はなくなりました。

○京増藤江君

育児休業は原則2回まで取得できるようになるということでございます。

次に、子の出生の日から57日以内の非常勤職員の育児休業の取得要件はどう変わるのか、

お伺いします。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

子の出生から57日以内の育児休業を取得する要件は、現行、原則、子が1歳6か月に達する日までに任期が終了しない、もしくは継続して採用されることが明らかな場合でなければ育児休業の取得はできないことになっておりますが、改正後は、子の出生から57日の末日から6月を経過する日までに任期が終了しない、もしくは継続して採用されることが明らかな場合は育児休業の取得ができることに、要件が緩和されました。

○京増藤江君

育児休業が取りやすくなるということなのですが。

次に、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得要件はどう変わるのか、お伺いします。

○総務部長（片岡和久君）

問3の子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得要件と、問4の子が1歳6か月以降の非常勤職員の育児休業の取得要件につきましては、同様の改正となりますので、併せて答弁させていただきます。

現行、子が1歳以降の育児休業の取得については、子が1歳または1歳6月到達日の翌日を初日とする育児休業の取得しかできず、取得に柔軟性がございました。改正後は、育児休業の初日を配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日と改めることにより、1歳または1歳6月到達日の翌日に限らず、育児休業を開始することができるようになることで、配偶者と入れ替わりで育児休業が取得でき、夫婦が育児休業を途中交代できるよう、より柔軟化が図られたものでございます。

○京増藤江君

育児休業を配偶者と途中で交代可能になる、これも育児休業が取りやすくなるということで、問4も同じような条件かなと思うんですけど。

○総務部長（片岡和久君）

ただいま答弁したとおり、同様でございます。

○京増藤江君

次に、育児休業等計画書を育児短期時間勤務計画書に改める理由は何でしょうか。

○総務部長（片岡和久君）

先ほど答弁いたしました、育児休業が原則2回取得できるよう法改正がございましたので、再度の育児休業取得に必要であった育児休業等計画書の提出が不要になることから文言を削除し、従来、育児休業等計画書の中に含まれていた育児短時間勤務計画書に改めたものでございます。

○京増藤江君

全体的に育児休業を取得しやすくなるということのようです。それ自体は歓迎できますけれども、市民サービスを担う非常勤職員の低処遇や身分の不安定さに変わりはありません。正規

職員として知識、経験を積んでいける制度が必要かなと、指摘しておきたいと思います。

次に、第7号、予算書18ページです。

令和4年度八街市一般会計補正予算について。

2款3項1目社会保障・税番号制度関連事務費について、伺います。

委託料についてですが、社会保障・税番号制度システム整備業務の内容について、伺います。

○市民部長（中込正美君）

社会保障・税番号制度システム整備業務の内容についてでございますが、社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金を活用して行う戸籍情報システムの改修業務となります。

業務内容につきましては、令和元年5月の戸籍法の一部改正に伴いまして、主に各種の社会保障手続でマイナンバー制度を利用して戸籍謄本や抄本等の提出を省略できるようにする、婚姻届などの戸籍の届出で戸籍謄本等の提出を不要とする、本籍地以外の市区町村で戸籍謄本等を取得できるようにする、これらを可能とするためのシステム改修となります。

令和2年度より段階的にシステムの改修や確認作業を行ってきておりまして、令和5年度中での運用開始を予定しております。

○京増藤江君

幾らか便利になるというふうな状況なのかなと思います。

次に、マイナンバーカードの交付枚数と交付率を伺います。

○市民部長（中込正美君）

お答えします。

マイナンバーカードの交付状況についてですが、令和4年8月31日現在で交付枚数は3万473枚で、交付率45.0パーセントとなっております。

3月末の状況と比べますと、3月末で2万8千171枚、交付率40.9パーセントとなっておりますので、比較しますと、5か月間で2千302枚、4.1ポイントの増加となっております。

○京増藤江君

次に、備品購入費についてなんですけど、戸籍情報システム用の備品について、どのような備品なのか、伺います。

○市民部長（中込正美君）

お答えします。

先ほどの戸籍情報システム改修業務に伴いまして、必要となる機器を購入するものでございます。内容といたしましては、A3サイズに対応したスキャナー2台、セキュリティ強化のための生体認証機器7台となっております。

○京増藤江君

セキュリティのための備品などを購入するということなんですけど、マイナンバーカードの交付率は45パーセントになっているということなんですけれども、マイナンバーカードを取得した場合に生じるリスクの大きさへの理解が十分に行き渡らないまま、マイナポイント事

業でマイナンバーカード取得者に最大2万円分のポイントを付与しております。このようなやり方には大変不安を感じます。国民が不利益を被るようなことがあってはならない、そう指摘しておきたいと思えます。

次に、4款2項2目クリーンセンター・処分場管理運営費、27ページについてです。

燃料費476万7千円についてなんですが、燃料費の増額補正です。プラスチック類も含めて、燃やすごみの量の推移を伺います。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

初めに、直近3か年における焼却処理量の推移を申し上げます。令和元年度は2万3千229トン、令和2年度は2万3千311トンで、前年度比82トンの増。令和3年度は2万2千245トンで、前年度比1千66トンの減となっております。

次に、可燃ごみに占めるプラスチック類の混入比率についてですが、可燃ごみの組成分析におきまして、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類として分析しておりますので、その比率から試算した結果を申し上げます。可燃ごみに占めるビニール、合成樹脂等の混入状況は、令和元年度は23.7パーセントで、推計処理量は4千406トン。令和2年度は23.2パーセントで、推計処理量は4千459トン、前年度比53トンの増。令和3年度は39.2パーセントで、推計処理量は7千333トン、前年度比2千874トンの増という状況となっております。

このうち、令和2年度における焼却処理量及びビニール、合成樹脂等の増加は、新型コロナウイルス感染者の感染拡大に伴う緊急事態宣言の中の片付け分の増加が主な要因と考えております。これは全国的な傾向となっているということでございます。

また、令和3年度におきましては、焼却処理量が減少した一方、ビニール類の混入比率は増加しておりますが、増加要因は特になく、また令和4年度における直近の組成分析結果では22.7パーセントまで減少している状況となっております。なお、ビニール、合成樹脂等の混入比率及び処理量の数値につきましては、組成分析におけるサンプリングの際のごみの偏りにより誤差が生じることがありますので、ご了承願います。

○京増藤江君

ごみについては、令和元年度の焼却ごみ量は、台風被害で、前年と比べたら増えていたんですが、燃料費の決算額を調べてみますと490万8千円でした。令和2年度は焼却ごみ量が増えていたんですけど、燃料費は456万7千円に減額でございました。令和3年度もコロナが続いたものの、焼却ごみ量は前年度比で減少しています。燃料費の決算額は506万5千円と、逆に、ごみの量は減ったんですけども増加しています。

さらに、私が担当課に令和4年度の焼却ごみの見込みについてお伺いしたら、2千403.95トン、減少の見込みだというふうにお聞きしております。しかし、増額予算であるように、燃料費は84.7パーセント増の476万7千円の大幅な増額補正となっております。

燃料を輸入に頼る日本では、値段を自分の国で決めることはできません。市民や行政は、ご

みの減量に努力しておりますが、世界情勢の不安定化、また円安が続けば燃料費の高騰は続くと思われまます。その影響を減らすためには、2025年度までの廃棄物減量化計画を前倒しで実施し、さらなる減量化で、ごみの総量及び焼却ごみを減らす必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

本市では現在、令和元年度に策定いたしました八街市循環型社会形成推進地域計画、これに基づきまして令和7年度を目標年度とする、ごみの減量化や再資源化などを推進しております。この計画では、平成29年度のごみの排出量2万3千287トンを基準に、令和7年度までに2千791トンの減、率にして12パーセントを削減し、2万496トンにする目標を掲げております。

令和3年度におけるごみの総排出量は2万2千245トンでしたので、削減量は1千42トン、率にして4.5パーセントの削減率となっており、近年のコロナ禍における片付けごみの増などの影響を受けまして、削減率はやや鈍化している状況です。

なお、地域計画に掲げた目標達成に向けて、ごみを減量化することは、燃料費をはじめとするごみ処理コストの軽減や、環境負荷の軽減にもつながるものと考えておりますので、多くの市民の皆様のご協力を仰ぎながら、ごみの減量化を推進できるよう、様々な機会や情報ツールを活用いたしまして、各施策の周知に努めてまいります。

それと、先ほどお答えした中で、ごみの焼却処理量の推移を申し上げたんですけれども、ちょっと訂正させていただきたいと思えます。

まず初めに、令和元年度が、先ほどは2万3千229トンと申し上げたんですけれども、1万8千607トンに訂正をお願いいたします。

令和2年度が2万3千311トンと申し上げたんですけれども、1万9千238トンに変更をお願いいたします。

令和3年度、2万2千245トンと申し上げたんですけれども、1万8千699トンに訂正をお願いいたします。

○京増藤江君

ごみの量は令和2年度、3年度を比較しますと減っていると、今、訂正がございました。

確かに答弁にありましたように、燃料費の高騰も大変な問題ですが、それに加えて現在は燃料の輸入や、ごみを焼却する際にも温室効果ガスが発生します。世界中で異常気象が発生しており、温室効果ガスの発生抑制は緊急課題と思われまますので、やはり令和7年度までの計画をぜひ前倒ししていただいて、燃料費の削減、そして温暖化防止に貢献していただけますよう、ぜひよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、7款2項3目は取下げでよろしいんですか。それを言っていたかかないと。通告

しておりますので。

○京増藤江君

すみません。取り下げさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（鈴木広美君）

7款2項3目に関しては取下げということによろしいですね。

○京増藤江君

はい。よろしくお願いします。

○議長（鈴木広美君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は議案第2号、そして議案第7号について、お伺いしたいというふうに思います。

まず、議案第2号なんですが、コロナワクチン接種体制確保事業に関わってでございます。

まず、お伺いいたしますのは、職員増についてなんですけれども、議案第7号で減とした分の入替えとなるのかどうか、全体的にはどのような体制になっていくのか、お伺いしたいと思います。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

コロナワクチン接種に係る各種業務につきましては、令和3年度はプロジェクトチームとしてコロナワクチンチームを設置し、専任の正職員6名、兼務の正職員4名、再任用職員7名の計17名が配置され、これに会計年度任用職員2名を加えた19名体制で運営してまいりました。

令和4年度に市の組織全体の見直しが行われ、健康増進課内に新型コロナワクチン接種対策室が新設されました。新型コロナワクチン接種対策室には専任の正職員8名、再任用職員1名の計9名が配置されましたが、再任用職員の減に伴う対応として、昨年度から引き続き雇用している会計年度任用職員2名に加えて、4月から新たに一般事務補助員2名と看護師2名の計4名の会計年度任用職員を雇用し、現在は15名体制で業務の運営を行っております。

今回専決処分させていただいた補正予算では、新たな会計年度任用職員の雇用に伴う会計年度任用職員の人件費の不足額を増額補正したものでございます。

○丸山わき子君

今の説明ですと、19名でやってきたところ、15名になったということなんですけれども、職員減で対応できるのかどうか、その辺について、再度説明いただきたいと思います。

○健康子ども部長（井口安弘君）

当初は人材派遣等を使っておりませんが、職員で全部対応していた部分があったのですが、今は人材派遣等も利用しておりまして、15名体制で回るような形でうまく運営していると

ころでございます。

○丸山わき子君

これから集団接種、個別接種のところを順にお伺いするんですけども、今後、複雑なワクチン接種になっていくわけです。人材不足にならないような対策、対応を求めたいと思います。

次に、集団接種、個別接種についてなんですけれども、9月の集団接種、また個別接種でどのくらいを見込んでいるのか、その辺についてはどのように検討されていますでしょうか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

今回専決処分させていただいた補正予算につきましては、令和4年9月30日までのワクチン接種に係る費用の不足額を増額したものでありますので、9月30日までの見込みについて、ご説明させていただきます。

9月5日現在、60歳以上の方のうち3回目のワクチン接種が済んでいる方は2万3千750人おります。これらの方のうち、4回目の接種が済んでいる方は9千384人で、3回目の接種が済んでいる方の39.51パーセントとなっております。

今後、市総合保健福祉センターで実施する集団接種では、6日間で約1千件の接種を見込み、市内の18の医療機関が実施している個別接種では9月末までに約6千500件程度の接種を見込んでおりますので、今後、9月末までに約7千500件の接種を行うことができると見込んでおります。9月末には、60歳以上で4回目の接種が済んでいる方は、3回目の接種が済んでいる方の71.09パーセントに達する見込みです。

なお、9月末時点における60歳以上人口に対する予定接種率は約69パーセント、約1万7千人の方が接種を終えると見込んでおります。また、9月中の接種に使用するワクチンにつきましては、全て従来株に対応するワクチンとする予定でございます。

○丸山わき子君

これから9月いっぱいまで7千500人の方が接種の予定ということのようなんですが、特に集団接種会場につきましては保健センターの2階と3階をその都度、変えながら、接種していくんだというようなことで、大変不安定な状況の中での接種になろうかというふうに思いますが、その辺についての体制はきちんと取れているのかどうか、それから今後の集団接種会場はどのように検討されているのか、その辺について、お伺いしたいと思います。

○健康子ども部長（井口安弘君）

それではお答えさせていただきます。

集団接種会場につきましては、これまで中央公民館の大会議室を利用してきたわけですが、中央公民館大会議室はLED改修工事ということで、しばらく使えないという状況になってございます。LED改修につきましては、成人式に向けて、間に合うようにということで工事しているというふうに伺っております。それまでの間は、今後の接種につきましても、やむを得ず、総合保健福祉センターの2階の検診室と、大会議室をうまく利用

しまして、集団接種を行っていきたいと考えております。

その後、年明けの成人式以降につきましては、どうなるか、ちょっと分かりませんが、もし大きな会場を使えるということであれば、また中央公民館大会議室を使うということも考えていきたいというふうに、担当としては考えているところでございます。

○丸山わき子君

今まで市民で集団接種を受けていた皆さんは中央公民館を利用されてきているわけで、やはり市民の皆さん、その辺で混乱がないように対応いただきたいというふうに思います。

それから、今後のワクチン接種の見通しなんですけれども、これから2価ワクチンの接種が始まるということで、国の方は19日から始めますというようなことを言っているわけなんですけれども、誰がいつ、どのワクチンを接種できるのか、市民への案内というのをどのようにされていくのか、その辺についてはどのように検討されているのでしょうか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

現在、政府はオミクロン株対応ワクチンの接種を早ければ9月中にも開始すると発表しております。本市にはオミクロン株に対応したファイザー社の2価ワクチンと、モデルナ社の2価ワクチン、2種類のワクチンが9月下旬には届く予定となっております。

なお、当初の納入予定では、圧倒的にファイザー社の2価ワクチンの供給量が多くなる予定となっておりますので、オミクロン株対応のワクチン接種につきましては、主にファイザー社のワクチンを使用して進めていく予定でございます。

本市では9月中に実施するワクチン接種につきましては、既に従来ワクチンを接種することを前提に予約を受け付けておりますので、2価ワクチンに切り替えずに従来ワクチンを使用することとしております。

最近では、ワクチンの切替え時期が近づいているため、従来ワクチンとオミクロン株対応のワクチンのどちらを接種した方がよいのかについてのお問合せがございました。このようなお問合せに対しては、オミクロン株対応のワクチンは現時点では1人1回しか接種できないということ、今感染症の重症化を予防するために従来ワクチンを接種した場合であっても、来年、オミクロン株対応のワクチンを接種できる機会があることを説明した上で、お問合せのあった方に接種時期を決めていただくよう、ご案内しているところでございます。

また、現在使用しているワクチンのうち、ファイザー社のワクチンにつきましては9月末までに使い切る予定で接種を進めておりますけれども、モデルナ社のワクチンにつきましては使用期限が近づいておりますので、使用期限が過ぎたワクチンにつきましては廃棄せざるを得ないといった状況であると考えております。

なお、国において、5歳から11歳までの3回目の追加接種の実施を予定していることでもありますとか、さらに6か月から4歳までの乳幼児の新型コロナワクチン接種についても検討されている状況となっておりますので、今後の国の動向を注視しながら、市民が安心して接種できるよう計画し、周知に努めていきたいと考えております。

○丸山わき子君

2価ワクチン接種の仕方につきまして、もう既に4回目を接種した方についての対策、対応というのも求められてくるかと思えます。それからまた、インフルエンザのワクチン接種も始まる中で、接種希望者が迷わないような正確な情報伝達、それから丁寧な相談窓口が求められるというふうに思えます。この間も丁寧に対応されたということが答弁されましたけれども、これからはさらに件数が増えてくるかというふうに思えます。そういう点で、体制はきちんと取れているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○健康子ども部長（井口安弘君）

現在いる人員の中で、相談体制につきましてははできる限り充実させるように対応しているところでございますけれども、今後また体制の方を十分見直しまして、不足がないか、大丈夫かという辺りを常に点検しながら、市民の皆様にも正確できちんとした情報を伝えられるように、担当としては努力していきたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひよろしくお伺いいたします。

次に、議案第7号に入ります。これは一般会計補正予算なんですが、24ページの3款民生費、会計年度任用職員人件費についてであります。

まずお伺いいたしますのは、民生費の報酬が減となり、また給料を増とした理由は何なのか、お伺いするわけなんですけれども、会計年度任用職員の報酬が230万円減しているわけですね、一方では給料が637万円増としているわけです。この理由は何なのか、お伺いいたします。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

初めに、報酬の減についてでございます。報酬を支給しているパートタイムの会計年度任用職員の任用実績が当初予算で見込んだ人数を下回ったために減額補正するものでございます。具体的な任用実績につきましては、延長保育嘱託員が4名、短時間保育士が2名、調理員が2名、当初予算で見込んだ人数を下回っております。

次に、給料の増についてでございます。給料を支給しているフルタイムの会計年度任用職員の任用実績が当初予算で見込んだ人数を上回ったために増額補正するものでございます。具体的な任用実績につきましては、保育士が1名、調理員が4名、当初予算で見込んだ人数を上回っております。

○丸山わき子君

会計年度任用職員数について、お伺いするわけなんですけれども、会計年度任用職員の導入によって、当初、保育士を9名から7名にしたと。その結果、会計年度任用職員数は全体どのぐらいになったのか。その辺について、いかがでしょうか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

9月1日現在の会計年度任用職員のうち、フルタイムにつきましては保育士29名、調理員13名、看護師1名の計43名です。また、パートタイムは短時間保育士18名、延長保育嘱託員21名、調理員3名、看護師1名、一般事務補助員1名の計44名です。フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員の合計では87名となっております。

○丸山わき子君

今や保育園はこうした会計年度任用職員によって支えられているというのが実態なんですけども、しかしながら保育園は子どもたちの生活の場であり、会計年度任用職員の不安定な状況下で子どもを見るというのは大変問題であるというふうに思います。こういった会計年度任用職員でやりくりするのではなくて、正規職員を計画的に増やしていくべきではないかというふうに思いますが、そういった点では総務部長の方はどんなふうにお考えでしょうか。

○総務部長（片岡和久君）

保育園の保育士につきましては、近年、積極的に採用しているところでございます。なかなか募集しても応募が少ないという状況ではございますが、今後も積極的に採用してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

募集してもなかなかいないといっても、会計年度任用職員では確保できているわけですから、やはりその辺は市の姿勢ではないかなというふうに思います。安定的な職業にしていくことがやはり必要である。これは職員だけではなくて、子どもたちにとっても、安定的な生活を送れるための保障であるというふうに思いますので、そういう点では計画的な正規職員の確保に努めていただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、24ページの保育園施設整備事業費についてであります。

設計業務の減についてであります。設計業務の委託は当初予算では1千15万8千円だったわけなんです。今回の補正では795万8千円という大幅な減となっております。その要因は何だったのか、その辺について、お伺いいたします。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

市立保育園6園のLED照明改修工事を実施するにあたりまして、当該工事の実設計業務を委託するため一般競争入札を執行いたしましたところ、220万円で有限会社海宝建築設計事務所が落札したわけでございます。こういったわけで、執行残額が生じたものでありまして、今回の設計業務につきましては既に業務が完了しておりまして、委託料の支払いも済んでおりますので、今後追加で支払いが発生することもしません。こういった要因がございまして、執行残額の全額を減額補正したものでございます。

○丸山わき子君

落札率がかなり低い状況なんです。そこら辺については何ら問題はなかったのかどうか、その辺については確認されていますか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

それではお答えいたします。

落札率につきましては特に問題なく落札しておりますけれども、もう一つ、当初予算で1千万円ほどを計上していた要因について、少しご説明させていただきたいと思います。

当初予算におきまして、市立保育園6園のLED改修工事の実施設計業務のほかに、保育園施設がかなり老朽化しているということで、保育園施設の長寿命化に資するため、老朽化した電気設備の調査でありますとか、それらの改修工事に係る実施設計を行うといったような計画で予算の方は計上させていただいております。ただ、LED照明工事の実施設計を実際に行いましたところ、工事の予算に不足が生じたので、今回は電気設備の調査でありますとか、改修に伴う実施設計は取りやめまして、執行残額の全額を減額したということでございます。

○丸山わき子君

次に保育園の整備工事費を伺うところだったんですが、今、説明があったように、LED化の工事とともに老朽化を含めての工事が入ったために1千318万円が上乗せされたということによろしいわけですね。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

市立保育園のLED改修工事の実施設計を行ったところ、まずコロナ禍や世界情勢の影響、こういうものによる原油価格や材料価格など、物価高騰の影響がありまして、そのほかに当初予算で見込むことができなかつた街灯の基礎工事がありますとか、あるいは想定以上に劣化が進んでいる箇所というものがございまして、その部分の改修工事が追加になったということがありまして、当初予算に計上した工事費に不足が生じたということで、今後入札を執行するわけでございますけれども、予算に不足が生じておりますので、増額補正を行わせていただくとするものでございます。

○丸山わき子君

了解いたしました。

あと、各6園の保育園の工事の時間帯はどのようにやりくりをして、実際に整備工事を進めていくんでしょうか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

それではお答えいたします。

工事に関しましては、当然として現場との調整というものが必要でございますので、落札者が決まりましたら、それぞれの園と調整いたしまして、どういった日程で、あと子どもたちもいるわけですから、そういった保育に影響のない時間帯での工事がありますとか、どういうふうにしていくかという打合せを綿密にしまして、事故その他のないように十分に気をつけて進めていきたい、そのように考えております。

○丸山わき子君

子どもたちの生活の場でありまして、安全性をより確保した中で工事を実施していただきました

い、このことを申し上げておきます。

次に、29ページ、7款土木費の道路整備事業費について、お伺いいたします。

ここには1千267万9千円が計上されておりますが、この補正に通学路の歩道整備は含まれているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

今回の補正予算に計上いたしました整備工事費でございますが、八街字鳥羽台地先、市道住野12号線の一部の路線でございます。この路線につきましては、これまで畑と畑の間を通る道幅が約1.8メートルの道路でございましたが、隣接する畑との道路境界を長年にわたり確定することができなかつたため、これまでは土が踏み固められたままの道路、いわゆる畑道でございました。しかしながら、このたび土地所有者の方々のご協力が得られ、道路境界を確定することができましたので、舗装整備工事を実施したく、予算を計上したものでございます。

なお、先ほど申し上げたように道幅が狭いため、こちらの道路につきましては歩行者あるいは自転車が通る道路として整備しようとするものでございます。

○丸山わき子君

私はやはり9月の補正でも、子どもたちの交通安全対策ということで、通学路の整備予算が上がってくるのかなということを期待しておりましたけれども、当初予算の中で担当課が頑張ってくださいというところもよく分かっておりますけれども、まだまだ対応し切れていないのが実態であります。

例えば、2級路線である市道204号線、これは通称17町歩線ということで西林を通過しております市道であります。朝晩の通過車両は大変多い。朝晩だけではなくて、日中も大変多いわけですね。ここも通学路になっております。車が行き違うときは、子どもたちは斜めになって歩かなきゃならない、大変危険な状況になっております。それからダンプが通るときは、子どもたちの頭の高さがタイヤな状況です。雨の日は、傘がくっついてしまうんじゃないかという大変危険な状況となっております。

一応、通学路ということで路面標示は2か所されましたけれども、路側帯は十分確保できていないというのが実態であります。それから、速度制限の表示もないわけですね。本当に危険がむき出しの道路となっております。一刻も早く安全確保していただきたいなというふうに思うわけですが、早急な対策を求めますが、いかがでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

ご指摘の路線を含め、市内において危険と言われている箇所がまだまだたくさんあるということは承知しております。しかしながら、市の限られた財源の中で、いかに整備していくのかという形になりますと、一概に費用がかかる歩道の確保、いわゆる用地確保というのはなかなか難しいことと考えておりますので、現時点におきましては限られた財源の中で、幅員等に見合った対応に努めてまいりたいと考えております。また、日々、各区長からもご要望いただいているところもございますので、危険度、緊急度等を勘案しながら、財源の中で検

討していければと思っております。

○丸山わき子君

ここは、路側帯がなくなっちゃっているところもあるんですね。片方は水路になってしまって、路側帯がなくなっちゃっている、崩落しちゃっているという状況です。やはりあれだけの車が通る中で、速度制限もない、やはりこれは問題だと。一刻も早く対策、対応を、お金がなくても対策は取れるだろうというふうに思いますので、ぜひ早急な対応をお願いしておきます。

次に、31ページの住宅施設整備事業費についてでございます。

市営住宅維持修繕工事ということなのですが、市営住宅の維持修繕工事はどのような内容なのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

今回の補正に挙げさせていただきました維持修繕工事でございますが、市営九十九路団地1-1号棟の揚水ポンプにつきまして、2台のポンプを動かしておりますが、そのうち1台のポンプに不都合が生じておりますことから交換工事を行おうとしているものでございます。

○丸山わき子君

分かりました。

大きな修繕工事なんですけれども、日々、生活する中で、住宅の皆さんが、あちこち老朽化で不便な生活を強いられているのも実態であります。

例えば、交進住宅も、あそこで生活していただいて、家賃も取っているわけですから、きちんと対策、対応もすべきではないか。住民の皆さんからの要望があれば、きちんとドアを直すとか、そういった取組も進めていただきたいということを申し上げておきます。

それから、街灯設置をということで、これは交進住宅なんですけれども、本来は市が住宅の敷地内に街灯設置すべきところを設置しなかったために、自治会が設置して維持管理しておりました。ところが、高齢化と入居者の減少で維持管理できなくなってしまったわけですね。それで、東電との契約を解除いたしました。解除すれば、住宅地は暗いのが実態で、高齢者が住む中で、やっぱりこういった街灯の対策を取るべきではないかというふうに思います。市に対して住民は街灯設置を求めているわけなんです、その対応はどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○建設部長（市川明男君）

今ご質問のありました街灯に関しましては、住民の方々から、撤去という話は既に聞いているところでございます。ちょっと期間がたってしまって大変申し訳なかったんですが、現在、市の方で、交進住宅の中に公園がございます。そちらの西側と東側、それぞれ1か所ずつに、電柱を活用させていただいて、LED灯の設置を考えているところでございます。なお、こちらの方の予算につきましては現計の執行残等で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○丸山わき子君

執行残で対応していただけるということですので、ぜひ住民の皆さんを一日も早く安心させていたきたいというふうに思います。

次に、9款教育費について、お伺いいたします。

中学校施設改修事業費で33ページなんですけど、八街中学校のトイレ整備ということで2億1千153万円、このうち2千333万円を国の学校施設環境改善交付金の活用で実施するということなんですけど、大きな2億円という工事が補正で計画となった経緯、それからどのような工事になっていくのか、説明いたしたいと思います。

○教育総務課長（秋葉忠久君）

お答えいたします。

今回の八街中学校トイレ改修工事については、以前から改修が必要であると考えておりました、順次実施する予定でありましたが、今回の学校施設環境改善交付金事業の追加募集にあたり、文部科学省からの情報で、国の令和5年度予算において環境改善交付金事業の概算要求は例年と比較してかなり厳しい状況になることが予想されることから、令和4年度に実施可能な事業については可能な限り前倒しをお願いしたいということでありましたので、今回のタイミングで実施することが最良と判断しまして行うものです。

工事の内容につきましては、大便器の洋式化、床の乾式化、バリアフリー化、手洗い場の自動水栓化及び給排水管の更新を行い、またトイレ個室の間取りを変更しまして適切な広さに改修するものです。

○丸山わき子君

全校のトイレが対象ということで、最終的には従来のトイレの数と変わらない数で行くのか。もう一つ、工事期間はどのような期間で実施されようとしているのか、お伺いいたします。

○教育総務課長（秋葉忠久君）

お答えいたします。

トイレの個数ですけれども、今回、間取りを若干変更して広くしますので、多少少なくなる予定になります。

また、工事の期間でありますけれども、令和5年度、今回は繰越明許の補正をさせていただきたいと考えておりますので、工事の方は令和5年度に実施いたします。予定では、早ければ6月頃に契約をしまして、完成の方が2月頃というような予定をしております。

○丸山わき子君

今回のトイレ改修につきましては、国の方の追加募集ということで手を挙げて、対応してもらえたということで大変ラッキーだったという意味だと思いますけれども、そういう中で2億円を確保して対応していくということなので、子どもたちにとっては、トイレ環境が改善されるという点では大変うれしいことだと思います。

今後の計画についてなんですけれども、各学校のトイレの改修率と、それから今後の整備計画についてはどのようになさるのか、その点について、お伺いいたします。

○教育総務課長（秋葉忠久君）

お答えいたします。

まず、トイレの改修率なんですけれども、大便器の洋式化の改修率となりますが、校舎、体育館等を含めまして、小学校が55.31パーセント、中学校は52.03パーセントの状況です。

また、今後の計画ですけれども、小・中学校校舎のトイレの改修状況は現在、実住小学校のみ、大便器の洋式化、床の乾式化などの改修が終了しておりますが、ほかの学校の校舎はまだ完了していない状況になります。

本年度、八街東小学校のトイレ改修工事を現在行っておりまして、今回の補正予算で八街中学校の改修を行い、このほかの学校の校舎のトイレについては今後、各校舎の設備等の老朽化の程度などを考慮し、計画的に改修を進めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

今の状況で行くと、まだまだ学校はありますから、かなり長期間になってしまうというのが実態ですよ。そういう意味では、綿密な計画の下に、なるべく早く、子どもたちのトイレの環境を改善して、子どもたちに快適な学校生活を送ってもらうような取組をぜひ強めていただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度八街市一般会計補正予算について）は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第2号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度八街市一般会計補正予算について）を採決いたします。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第5号、議案第7号から議案第10号、請願第4-1号、陳情第4-8号及び陳情第4-10号は、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第2、発議案の上程を行います。

発議案第5号の提案理由を求めます。

○山田雅士君

発議案第5号について、ご説明いたします。

発議案第5号、消費税インボイス制度導入時期の再考を求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年9月13日提出。

八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者は、八街市議会議員、私、山田雅士。同じく、石井孝昭議員。賛成者は、八街市議会議員、桜田秀雄議員。同じく、小川喜敬議員。同じく、加藤弘議員。同じく、山口孝弘議員。同じく、小菅耕二議員。同じく、角麻子議員。同じく、丸山わき子議員。同じく、新見準議員。同じく、栗林澄恵議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

消費税インボイス制度導入時期の再考を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の収束や、景気回復がまだ見通せない中で、令和5年（2023年）10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）しますが、インボイス制度は、消費税の仕入税額控除を受けるためには登録事業者の発行する適格請求書が必要となり、免税事業者との取り引きは仕入税額控除が受けられなくなるため、全国で500万を超える免税事業者が取り引きから排除されるおそれがあります。やむなくインボイス発行事業者の登録をすると、消費税の申告及び納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなります。

長引くコロナ禍で、地域経済が疲弊する中、中小企業や個人事業主の経営危機も広がり、インボイス制度に対応できる状況ではありません。また、インボイスの発行が困難なシルバー人材センター等を含む、関係団体の安定的な事業運営が可能となる措置の実施が不可欠な状況です。多くの中小企業をはじめとする経済団体や税理士団体なども、「廃止」「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声が上がっています。

長引く新型コロナウイルス感染症危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小零細事業者の存在は不可欠です。よって、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、消費税インボイス制度導入時期の再考を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

八街市議会議長、鈴木広美。

内閣総理大臣、財務大臣宛てでございます。

以上で、発議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

お諮りします。

ただいま議題となっております発議案第5号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。発議案第5号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発議案第5号についての討論を許します。

最初に反対討論。

○桜田秀雄君

賛成討論でございます。

○議長（鈴木広美君）

賛成討論。

それでは、発議案第5号の討論をお願いいたします。

○桜田秀雄君

それでは、発議案第5号、消費税インボイス制度の導入時期の再考を求める意見書の提出について、賛成討論を行います。

本件は、先の6月議会定例会において、千葉土建一般労働組合から提出された、インボイス制度導入の中止を求める意見書の提出を求める陳情書が継続審査となっていたものでございます。継続審査となった理由は、市内の関連する諸団体の意向を確認する必要があるので休会中に広く意見を徴し、9月議会の冒頭において処理するというものでした。以後、9月議会に提案されたインボイスに関する陳情や意見を精査、加筆し、本意見書となりました。

私は6月議会に提案された陳情書は6月議会で処理が可能で、継続審査にすれば休会中に開

連団体との調整のため、時間や労力を必要とすることから、継続審査に反対でした。結局、継続審査とした理由、関連団体との意向確認の場は設定されることなく、9月議会が開催され、新たな陳情等も加わったことからより困難になりました。幸い、議長から……。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員、桜田議員に申し上げます。

ちょっと確認したいんですが、今回挙がっている意見書についての賛成討論ということなんですが、経緯についてというお話になっておりますので、意見書に対する賛成討論という立場でお願いいたします。

○桜田秀雄君

そのつもりです。いいですか。

○議長（鈴木広美君）

内容がちょっとずれてきているかと思っておりますので。

○桜田秀雄君

今回は建設総務常任委員会の合同審査となり、調整に手間取った感があり、責任が曖昧になり、合同審査は見直す必要があると痛感いたしました。同時に、継続審査にした過程で、提案者が傍聴席で見ていたわけですから、約束した関連団体との調整の場の設定は遵守すべきであった、ほごにしたことを猛省すべきであると私自身も思っています。

意見書の提出について、市民の意向を議会が代弁、あるいは寄り添う制度で概ね賛同できるのであれば採決すべきと言われております。一字一句にこだわれば市民の声は代弁できません……。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員、再度注意いたします。

内容が討論の内容と離れてきておりますので、賛成討論ということで指名しておりますので、賛成討論に沿った内容でお願いいたします。

○桜田秀雄君

多少不満でも市民や八街市のために一歩前進となる意見書は採択すべきであり、私がこれまで様々な意見書に反対したことがない理由です。問題点を何点か指摘させていただき、本意見書の提案の賛同人の1人とさせていただきます。ぜひ指摘事項を含めて、議員各位の賛同を求め、賛成討論といたします。

○加藤 弘君

今の討論は賛成討論ということじゃなくて、逆に言えば、副委員長という立場に置かれている方が、こういう経緯の討論ではおかしいと思いますけど。その辺の扱いをどうされるのか、議長の方で判断してください。

○議長（鈴木広美君）

ただいまの内容について、しばらく休憩といたします。再開時刻は事務局からお伝えいたしますので、お願いいたします。

(休憩 午前11時09分)

(再開 午前11時28分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの桜田秀雄議員の賛成討論であります。賛成討論としては理解できます。しかしながら、前段の内容について、今回の消費税インボイス制度導入時期の再考を求める意見書の内容と一部食い違いがございますので、その内容に関しましては桜田議員にこの場での注意ということにしたいと思っておりますので、賛成討論としては認められておりますが、前段の部分に関しては注意をさせていただきます。

ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

発議案第5号、消費税インボイス制度導入時期の再考を求める意見書の提出についてを採決いたします。この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3、休会の件を議題といたします。

明日9月14日から9月29日までの16日間を、各常任委員会並びに決算審査特別委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。9月14日から9月29日までの16日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

9月30日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、教育委員会から報告事項及び社会福祉協議会より、お知らせがございますので、自席にてお待ちください。報告事項の終了後、議会報告会実施検討協議会を開催いたしますので、関係する議員は本会議場にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時30分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第2号から議案第5号、議案第7号から議案第10号

請願第4-1号、陳情第4-8号及び陳情第4-10号

質疑

議案第2号

委員会付託省略、討論、採決

議案第3号から議案第5号、議案第7号から議案第10号

請願第4-1号、陳情第4-8号及び陳情第4-10号

委員会付託

2. 発議案の上程

発議案第5号

委員会付託省略、質疑、討論、採決

3. 休会の件

.....
発議案第5号 消費税インボイス制度導入時期の再考を求める意見書の提出について
.....

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度八街市一般会計補正予算に
ついて）

議案第3号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
及び八街市議会議員及び八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関
する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町
村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について

議案第7号 令和4年度八街市一般会計補正予算について

議案第8号 令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第9号 令和4年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第10号 令和4年度八街市水道事業会計補正予算について

請願第4-1号 学校給食費の無償化を求める請願

陳情第4-8号 核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が
意見書を提出することを求める陳情

陳情第4-10号 水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求め
る陳情